

# 兵庫県公報

令和2年3月24日 火曜日 第93号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 中播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	6
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	6
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	7
○ 落札者等の公示（産業政策課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	7
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	8
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	8
<b>公安委員会規則</b>	
○ 情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	9
○ 個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
<b>警察本部告示</b>	
○ 情報公開条例施行規程の一部を改正する告示	10
○ 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示	11
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	11

## 公布された法令のあらまし

- 情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（兵庫県公安委員会規則第3号）  
情報公開条例の一部改正等に伴い、引用する条文及び字句を改めることとした。
- 個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（兵庫県公安委員会規則第4号）  
個人情報の保護に関する条例の一部が改正されたこと、開示請求における本人確認手続等に必要書類を改めること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第355号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- 2 調査を行った期間  
平成29年11月から平成31年3月まで
- 3 成果の名称  
南あわじ市阿那賀6（阿那賀の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
南あわじ市阿那賀の一部
- 5 認証年月日  
令和2年3月12日



**兵庫県告示第356号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市市島町中竹田字根木2985、2987、2988、2993、字小倉3170の1、3172から3174まで、3176、3177、3177の1から3177の3まで、6233の1、6233の3、6233の5から6233の7まで、6237、6238の1から6238の3まで、6239から6245まで、6246の1、6246の2、6247から6250まで、字鍋倉6258の1から6258の3まで、6259、6260の1、6260の2、6261、6262の1から6262の3まで、6264、6265の1から6265の3まで、6266の1から6266の4まで、6268から6272まで、6273の1、6273の2、6274から6276まで、6277の1、6277の2、6278（次の図に示す部分に限る。）、6279の1、6280、6281の1、6281の3、6282、6283、6283の1から6283の3まで、6284、6284の1から6284の3まで、6285、字大谷6286から6289まで、6317の74から6317の76まで、6317の80
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字根木2985、2987、2988・2993（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字小倉3170の1、3172から3174まで、3176、3177、3177の1から3177の3まで、字鍋倉6258の3、6266の1・6275・6276・6283の1・6283の3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字大谷6288・6317の74（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6317の80
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第357号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所

丹波市市島町上竹田字井ノ上2152から2157まで、2157の2、字篠藪4121の1、4123から4131まで、4132の1から4132の3まで、4133から4135まで、4136の1、4137、4138（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井ノ上2152から2157まで、2157の2、字篠藪4121の1・4124・4125・4127・4128・4129・4131・4135（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第358号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市市島町与戸字長尾3052の11

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長尾3052の11（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第359号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

- 川崎重工業株式会社播磨工場  
 加古郡播磨町新島8番地  
 播磨工場事務所長 川 井 諭
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 川崎重工業株式会社播磨工場  
 加古郡播磨町新島8番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	71号 自動式車両洗浄施設	
能	力	1両/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～17時 1時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.6	6.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	18	18
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	19	19
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1.3	1.3
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		3	5

備考 他工程水を減少させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年3月24日から同年4月14日まで  
 (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第360号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
 小野市匠台3番1の一部
- 2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



#### 兵庫県告示第361号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域  
平成28年兵庫県告示第604号により指定した区域（川西市東多田3丁目275番1、275番2、275番3、275番4、275番5の各一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）



#### 兵庫県告示第362号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間  
令和2年3月16日から同年7月31日まで
- 3 作業地域  
三田市藍本地内



#### 兵庫県告示第363号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間  
令和元年10月21日から令和2年3月6日まで
- 3 作業地域  
神戸市東灘区魚崎中町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の全域



#### 兵庫県告示第364号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成31年1月21日から同年3月31日まで

3 作業地域  
南あわじ市の一部



**兵庫県告示第365号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年3月24日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 溝黒竹田線	朝来市和田山町竹田字出作大谷2131番1から	旧	7.0から 14.0まで	338.0	
	同市和田山町竹田字出作大谷2100番1まで	新	9.0から 19.0まで	334.0	



**兵庫県告示第366号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
太子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画公園事業  
5.5.301号 太子町総合公園
- 3 事業施行期間  
平成13年6月26日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成18年兵庫県告示第398号（中播都市計画公園事業の認可）の事業地のうち太子町佐用岡字東山ノ角及び太子町松ヶ下字西山の一部を削る。
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第367号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

第R01中播位置 0010号	2.3.12	たつの市誉田町福田字東前田467番1の一部、 467番3	5.00	39.37
-------------------	--------	---------------------------------	------	-------

公 告

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月日
漁船	A298458	令和3年2月28日	姫路市	中播磨県民セ ンター	令和2年2月10日



**落札者等の公示**

WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年3月24日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立ものづくり大学校ほか12施設で使用する電気 予定数量3,853,636キロワット時/年
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 落札者を決定した日  
令和2年1月23日
- 落札者の名称及び住所  
中部電力株式会社 名古屋市東区東新町1番地
- 落札金額(税抜)  
53,149,630円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告をした日  
令和元年12月10日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市古川町字南山1014番1、1014番3、1093番1、1093番16、1093番36、1093番37、1093番167、1257番、1257番2、1284番1  
同 市広渡町字野中861番、862番、863番1、863番2、867番2、867番3、875番2

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 大阪市中央区平野町二丁目1番2号  
 日本臓器製薬株式会社 代表取締役 小 西 龍 作
- 3 許可年月日及び許可番号  
 令和2年2月19日  
 兵庫県指令北播（加土）（建）第1-18号（1小野）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和2年3月24日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 石 堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	92,041
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	675,254



**兵庫県選挙管理委員会告示第10号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和2年3月24日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 石 堂 則 本

（選 挙 区 名）	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,192
神戸市灘区	36,150
神戸市中央区	36,441
神戸市兵庫区	30,109
神戸市北区	60,406
神戸市長田区	26,620
神戸市須磨区	45,135
神戸市垂水区	61,055
神戸市西区	67,030
姫 路 市	139,851
尼 崎 市	129,226
明 石 市	83,704
西 宮 市	132,406
洲 本 市	12,418
芦 屋 市	26,616
伊 丹 市	55,848



相生市	8,239
豊岡市	22,673
加古川市	73,448
たつの市及び揖保郡	30,563
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,530
西脇市及び多可郡	17,152
宝塚市	64,699
三木市	21,661
高砂市	25,123
川西市及び川辺郡	52,789
小野市	13,209
三田市	31,166
加西市	12,305
丹波篠山市	11,572
養父市及び朝来市	15,181
丹波市	17,857
南あわじ市	13,235
淡路市	12,474
宍粟市	10,619
加東市	10,798
加古郡	18,031
神崎郡	11,864
美方郡	9,110

公安委員会規則

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

兵庫県公安委員会規則第3号

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第35条」を「第33条」に改める。

様式第7号中「実施機関等名」を「実施機関名」に、「実施機関等において」を「実施機関（兵庫県議会議長を含む。以下同じ。）において」に、「実施機関等の」を「実施機関の」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

兵庫県公安委員会規則第4号

個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する条例施行規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正す

る。

第2条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第4条第1項第1号中「運転免許証」を「開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証」に、「発行された」を「交付された」に、「の氏名が記載され、かつ、写真が表示され、又は貼り付けられた」を「が本人であることを確認するに足りる」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「次に掲げる書類その他の公安委員会が適当であると認める書類の複数」を「複数の次に掲げる書類その他の当該開示請求をする者が本人であることを確認するため公安委員会が適当であると認める書類」に改め、同号ア中「発行された」を「交付された」に改め、同条第2項中「同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びやむを得ない理由を証明する書類を提出するものとする。」を「公安委員会に対し、次に掲げる書類を提出すれば足りる。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして公安委員会が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- (3) 前条第2項のやむを得ない理由を証明する書類

第4条第5項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第5条、第6条、第10条から第13条までの規定、第27条及び第28条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(出資法人の指定の告示)

第29条 公安委員会は、条例第63条に規定する法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。

様式第1号中「他の実施機関」を「他の実施機関等」に改める。

様式第8号中「実施機関名」を「実施機関等名」に、「移送先の実施機関」を「移送先の実施機関等」に改める。

様式第17号中「実施機関名」を「実施機関等名」に、「移送先の実施機関」を「移送先の実施機関等」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する条例施行規則第4条第1項及び第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求（個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第11条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

## 警 察 本 部 告 示

### 兵庫県警察本部告示第92号

情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月24日

兵庫県警察本部長 加藤 晃 久

### 情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

情報公開条例施行規程（平成13年兵庫県警察本部告示第1119号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第35条」を「第33条」に改める。

様式第7号中「実施機関等名」を「実施機関名」に、「実施機関等において」を「実施機関（兵庫県議会議長を含む。以下同じ。）において」に、「実施機関等の」を「実施機関の」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 兵庫県警察本部告示第93号

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月24日

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

## 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する条例施行規程(平成18年兵庫県警察本部告示第248号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第4条第1項第1号中「運転免許証」を「開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証」に、「発行された」を「交付された」に、「の氏名が記載され、かつ、写真が表示され、又は貼り付けられた」を「が本人であることを確認するに足りる」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「次に掲げる書類その他の本部長が適当であると認める書類の複数」を「複数の次に掲げる書類その他の当該開示請求をする者が本人であることを確認するため本部長が適当であると認める書類」に改め、同号ア中「発行された」を「交付された」に改め、同条第2項中「同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びやむを得ない理由を証明する書類を提出するものとする。」を「本部長に対し、次に掲げる書類を提出すれば足りる。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして本部長が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- (3) 前条第2項のやむを得ない理由を証明する書類

第4条第5項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第5条、第9条から第12条までの規定及び第25条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(出資法人の指定の告示)

第26条 本部長は、条例第63条に規定する法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。

様式第1号中「他の実施機関」を「他の実施機関等」に改める。

様式第8号中「実施機関名」を「実施機関等名」に、「移送先の実施機関」を「移送先の実施機関等」に改める。

様式第17号中「実施機関名」を「実施機関等名」に、「移送先の実施機関」を「移送先の実施機関等」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示による改正後の個人情報の保護に関する条例施行規程第4条第1項及び第2項の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求(個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第11条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

## 警 察 本 部 公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する

令和2年3月24日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

令和2年度用品単価契約(PPC用紙(A4、A3、B4))

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社シミズ 神戸市須磨区弥栄台1丁目4番3
- 5 落札金額
  - (1) PPC用紙(A4) 53,810,900円
  - (2) PPC用紙(A3) 1,799,424円
  - (3) PPC用紙(B4) 515,460円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年1月24日